（R07.3.17 県知事承認）

肉用子牛生産者補給金制度に係る業務規程

公益社団法人兵庫県畜産協会

目　　次

第１章　　総　　則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第２章　　運　営　委　員　会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第３章　　会　　計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第４章　　生産者補給金交付契約の締結及びその方法 ・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第５章　　肉用子牛の個体登録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第６章　　契約肉用子牛の販売又は保留の確認等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第７章　　生産者積立金の積立て及びこれに要する負担金の納付 ・・１０

第８章　　生産者補給交付金に係る生産者補給金の交付 ・・・・・・・・・・ １２

第９章　　生産者積立金から交付する生産者補給金の金額の算定
及びその交付の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２

第 10 章　　業務に係る事務の委託に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３

第 11 章　　雑　　則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４

附　　則 ・・ １５

（R07.3.17 県知事承認）

公益社団法人兵庫県畜産協会肉用子牛生産者補給金制度に係る業務規程

第１章　　総　　則

（目的）

第１条　この業務規程は、公益社団法人兵庫県畜産協会（以下「協会」という。）が行う次に掲げる業務（以下「業務」という。）に関する基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資するものとする。

（１）肉用子牛についての生産者補給金交付契約の締結、生産者積立金の積立て及び生産者補給金の交付

（２）前号の業務に付帯する業務

（業務運営の基本方針）

第２条　協会は、その行う業務の公共的重要性に鑑み、行政庁、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）及び関係団体との緊密な連絡の下に、その業務を能率的かつ効率的に運営するものとする。

（業務対象年間）

第３条　協会は、業務対象年間ごとに業務を行うものとする。

２　業務対象年間の１期間は、５年間とする。

３　　協会は、業務対象年間において生産者補給金に充てるための資金が著しく減少したことにより業務を行うことが困難であると認められる場合その他やむを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）の承認を得て業務対象年間を短縮することができる。

第２章　　運営委員会

（運営委員会）

第４条　業務の円滑な推進を図るため、協会に運営委員会を置く。

２　運営委員会は、運営委員１５名以内をもって構成する。

３　運営委員は、会員の役職員又は、学識経験者の中から会長が委嘱する。

４　運営委員長は、運営委員の互選により選出する。

５　運営委員会は、協会の会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ業務に関する重要事項を調査審議する。

６　運営委員の任期は、応諾の日から業務対象年間の最終年度の年度末とする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

第３章　　会　　計

（預り金等の管理）

第５条　業務の円滑な実施を目的として、運用益を業務に必要な経費の財源に充てるため、預り金等を設置する場合は、これを業務に係る資産と区分して経理するものとする。

（資産の区分経理）

第６条　この業務に係る会計は、公益目的事業会計において管理し、他の会計と区分して経理するものとする。

２　この業務に係る資産は、次の号に掲げるものをもって構成する。

（１）拠　出　金

（２）積　立　金

（３）補　助　金

（４）準　備　金

（５）寄　附　金

（６）資産から生ずる果実

（７）その他の収入

３　協会の資産のうちこの業務に係る資産は、これを運営基金、事務推進費充当資産、生産者積立金、 生産者積立準備金、 特別の積立金、償還円滑化積立金及び本制度にかかるその他の資産（調整積立金を含む。）に区分して経理するものとする。

４　生産者積立金、生産者積立準備金、特別の積立金及び償還円滑化積立金は、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和６３年法律第９８号。以下「法」という。）第５条第１項の保証基準価格及び同条第２項の合理化目標価格が肉用子牛の品種別に定められる場合には、その品種別に区分して経理するものとする。また、生産者積立準備金のうち第１０条第２項の負担金充当分及び特別の積立金は、更に契約生産者別に区分して経理することができるものとする。

（運営基金）

第７条　運営基金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）この業務の運営基金とすることを指定され拠出された財産

（２）運営基金財産とすることを指定して寄附又は補助された財産

（３）第１１条第２項ただし書又は第１３条ただし書の規定により運営基金に繰り入

れた財産

２　運営基金は、業務の運営の円滑性を確保するために他の方法がなくて生産局長の承認を受けて第１５条第２項の借入金の償還に充てる場合を除きこれを処分してはならない。

３　第１項第１号の拠出金及び第１項第３号の補助金は、会員又は補助をした者に払戻し又は返還をすることができるものとする。

（事務推進費充当資産）

第８条　事務推進費充当資産は、次の各号に掲げるものから第１３条第１項の規定により調整積立金として積み立てた財産を除いたものをもって構成する。

（１）運営基金から生ずる果実

（２）前条第２項の規定により業務の管理運営に要する経費に充てるものとして事務推進費充当資産に繰り入れた財産

（３）第６条第１項第２号、前条第１項第２号、次条第１項第７号、第１１条第１項第４号及び第１２条第１項第５号に掲げる寄附金以外の寄附金

（４）第５条第２項第７号に掲げる収入（第６条第１項第２号、前条第１項第２号、次条第１項第２号、第３号及び第７号、第１０条第１項第４号並びに第１２条第１項第１号、第２号及び第５号に掲げる補助金を除く。）

（５）第１１条第２項ただし書又は第１３条ただし書の規定により事務推進費充当資産に繰り入れた財産

（６）前各号に掲げる財産及び調整積立金から生じる果実

（生産者積立金）

第９条　生産者積立金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）生産者積立金を積み立てるために肉用子牛の生産者が納付した負担金

（２）生産者積立金を積み立てるために法第６条第２項の規定に基づき機構から交付された生産者積立助成金

（３）生産者積立金を積み立てるために法第６条第３項の規定に基づき兵庫県から交付された生産者積立助成金

（４）次条第３項の規定により生産者積立金に繰り入れた財産

（５）第１１条第２項の規定により生産者積立金に繰り入れた財産

（６）第１３条の規定により生産者積立金に繰り入れた財産

（７）生産者積立金とすることを指定して寄附又は補助された財産（第２号及び第３号に掲げるものを除く。）

（８）前各号に掲げる財産から生ずる果実

２　生産者積立金は、生産者補給金の交付及び第１５条第２項の規定による借入金の償還に充てる場合を除き、これを処分してはならない。ただし、次に掲げる場合

は、この限りでない。

（１）第１９条に規定する契約肉用子牛が、その要件を満たしていないことが判明し、次に掲げる返還を行う場合

ア　当該肉用子牛に係る前項第１号及びその果実に相当する額の当該契約生産者への返還（当該契約生産者の故意又は過失によってその要件を満たさないときは除く。）

イ　当該肉用子牛に係る前項の第２号及びその果実に相当する額の機構への返還

ウ　当該肉用子牛に係る前項の第３号及びその果実に相当する額の兵庫県への返還

（２）業務対象年間の終了時において、生産者補給金の交付及び第１５条第２項の規定による借入金の償還に充当して、なお生産者積立金に残額があるときに、当該残額を生産者積立準備金へ繰り入れる場合

（生産者積立準備金）

第１０条　生産者積立準備金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）肉用子牛価格安定事業実施要領（昭和４５年４月２１日付け４５畜Ａ第２１７５号農林事務次官依命通達。以下「旧要領」という。）第４の３の（４）の規定に基づく交付準備金（次条第１項第２号に規定する高騰時積立金及びその果実を除く。）から生産者積立準備金に繰り入れた財産

（２）前条第２項第２号の規定により、生産者積立金から生産者積立準備金に繰り入れた財産

（３）次条第２項の規定により生産者積立準備金に繰り入れた財産

（４）第１２条第２項ただし書の規定により償還円滑化積立金から生産者積立準備金に繰り入れた財産

（５）前各号に掲げる財産から生ずる果実

２　生産者積立準備金は、前項第１号の交付準備金から繰り入れた財産（以下「繰入準備金」という。）に４分の１を乗じて得た金額に同項第３号及び第４号により繰り入れた財産を加えた金額を負担金充当分として、 繰入準備金に２分の１を乗じて得た金額を機構の生産者積立助成金充当分として、繰入準備金に４分の１を乗じて得た金額を兵庫県の生産者積立助成金充当分としてそれぞれ区分して経理する。

また、前項第２号の生産者積立金から繰り入れた財産に生産者積立金を造成した生産者、機構及び兵庫県のそれぞれの造成比率を乗じて得た金額を、生産者分については負担金充当分として、機構分については機構の生産者積立助成金充当分として、兵庫県分については兵庫県の生産者積立助成金充当分としてそれぞれ区分して経理する。

３　前項の規定により区分経理した生産者積立準備金は、次の各号に掲げる場合を除き、これを処分してはならない。

（１）負担金充当分に係るものにあっては、理事会の議決を経て次のとおり処分する場

合

ア　前条第１項第１号の肉用子牛の生産者が納付した負担金として生産者積立金に繰り入れる場合

イ　業務対象年間終了時における契約生産者に返還し、又は第１２条で規定する償還円滑化積立金に繰り入れる場合

ウ　特別の積立金から繰り入れた財産及びその果実について、業務対象年間終了時において、当該繰り入れた財産及びその果実の額から負担金として生産者積立金に繰り入れた額を差し引いた額の全部又は一部を契約生産者に返還する場合

エ　業務対象年間中において、生産者積立準備金に残額が生じることが見込まれ、その全部又は一部について契約生産者に返還する場合

オ　イからエの規定により契約生産者に返還することとした場合であって、契約生産者が所在不明であること等により返還できないときに、別に定める「兵庫県肉用子牛生産者補給金制度における生産者積立準備金等の返還の取扱いに関する指針」に基づく手続を経て事務推進費充当資産に繰り入れる場合

（２）機構の生産者積立助成金充当分に係るものにあっては、次のとおり処分する場合

ア　独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認に基づき、前条第１項第２号の機構から交付された生産者積立助成金として生産者積立金に繰り入れる場合

イ　理事長の指示に基づき、業務対象年間終了時において機構に返還し、又は第１２条で規定する償還円滑化積立金に繰り入れる場合

ウ　業務対象年間中において、生産者積立準備金に残額が生じることが見込まれ、理事長の指示に基づき、全部又は一部について返還する場合

（３）兵庫県の生産者積立助成金充当分に係るものにあっては、次のとおり処分する場合

ア　兵庫県知事の承認に基づき、前条第１項第３号の兵庫県から交付された生産者積立助成金として生産者積立金に繰り入れる場合

イ　兵庫県知事の指示に基づき、業務対象年間終了時において兵庫県に返還し、又は第１２条で規定する償還円滑化積立金に繰り入れる場合

ウ　業務対象年間中において、生産者積立準備金に残額が生じることが見込まれ、兵庫県知事の指示に基づき、全部又は一部について返還する場合

（特別の積立金）

第１１条　特別の積立金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）特別納付金

（２）旧要領第４の３の（４）の規定に基づく交付準備金のうち旧要領第５の３の（３）の規定に基づく高騰時積立金（その果実を含む。）から特別の積立金に繰り入れた財産

（３）旧要領第４の３の（５）の規定に基づく特別積立金から特別の積立金に繰り入れた財産
（４）特別の積立金とすることを指定して寄附又は補助された財産
（５）前各号に掲げる財産から生ずる果実
２　特別の積立金は、生産者補給金の交付において、生産者積立金に不足を生ずる場合に生産者積立金に繰り入れる場合、生産者積立準備金に繰り入れる場合及び償還円滑化積立金に繰り入れる場合又は第１５条第２項の規定による借入金の償還に充てる場合を除き、これを処分してはならない。ただし、理事会の議決を経て、かつ、兵庫県知事の承認に基づき、運営基金又は事務推進費充当資産に繰り入れる場合その他の場合はこの限りでない。

（償還円滑化積立金）
第１２条　償還円滑化積立金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（１）償還円滑化積立金を積み立てるために機構から補助された財産
（２）償還円滑化積立金を積み立てるために兵庫県から補助された財産
（３）償還円滑化積立金を積み立てるために特別の積立金から繰り入れた財産
（４）償還円滑化積立金を積み立てるために生産者積立準備金から繰り入れた財産
（５）償還円滑化積立金の一部に充てることを指定して寄附又は補助された財産（第１号及び第２号に掲げるものを除く。）
（６）前各号に掲げる財産から生ずる果実
２　償還円滑化積立金は、第１５条第２項の規定による借入金の償還に充てる場合を除き、これを処分してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
（１）前項第１号に定める財産及びその果実について理事長の承認を得た場合
（２）第１０条第３項第１号の規定に基づき、負担金充当分から償還円滑化積立金に繰り入れた財産については、業務対象年間終了時において、第１５条第２項の規定による借入金の償還に充当して、なお当該財産に残額があるときに、当該残額を、理事会の議決を経て、生産者積立準備金に繰り入れる場合

（調整積立金）
第１３条　平成２６年３月３１日の改正前の規定により設けた調整積立金に残額がある場合は、区分して経理し、生産者積立金に不足を生ずる場合は、生産者積立金に繰り入れるものとする。ただし、理事会の議決を経て事務推進費充当資産に繰り入れることができる。

（管理費等の支弁）
第１４条　この業務の運営に要する管理費は、事務推進費充当資産をもって支弁する。

（借入金）

第１５条　協会は、この業務運営に要する管理経費の支弁に充てるため理事会の議決を経て、その事業年度において事務推進費充当資産をもって償還する一時借入金をすることができる。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、これを借り換えることができる。

２　協会は、生産者補給金の交付に充てるため、生産者積立金（第１０条第３項の生産者積立準備金、第１１条第２項の特別の積立金及び本制度に係るその他の資産から繰り入れるべき財産を含む。）に不足を生じたときは、理事会の議決により、借入れをすることができる。

第４章　　生産者補給金交付契約の締結及びその方法

（契約締結の相手方）

第１６条　協会の区域（兵庫県の区域）内で生産される肉用子牛の生産者（肉用子牛を譲り受けてその飼養を行う者を含み、法人にあっては、肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和６３年政令第３４７号。以下「令」という。）第６条第１号及び第２号に定めるものに限る。）は、協会と、業務対象年間ごとに、生産者補給金交付契約（以下「契約」という。）を締結することができる。

２　協会は、前項に規定する生産者が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約の締結を拒むことができる。

（１）第２０条第２項の規定により契約を解除されてから２年を経過しない場合

（２）第４２条の規定に基づく生産者補給金の返還を完了していない場合

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者である場合

（４）法及び法に基づく命令その他関係法令の規定に違反する行為を行った場合（当該行為により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から３年を経過しない場合に限る。）

（契約の対象となる資格を有する肉用子牛）

第１７条　契約の対象となる資格を有する肉用子牛は、次に掲げる要件を満たすものとする。

（１）国内で分娩された肉用牛であること。

（２）満１２月齢未満であること。

（３）乳用種の雌子牛にあっては、肥育仕向けとして哺育・育成されることが確実とな

るよう協会が別に定める方法により、肥育仕向けの措置等が講じられていること。

（４）譲受けに係る肉用子牛にあっては、譲り受けて飼養を開始する日における月齢が満２月齢未満であること。

（５）第２３条の規定による個体登録を行うまで、協会の区域（兵庫県の区域）内で飼養されていること。（協会の区域外に肉用子牛の飼養地を有する契約生産者が、第２３条に規定する個体登録を行う前にその飼養する肉用子牛を協会の区域外の飼養地に移動させる場合にあっては、協会が第２１条に規定する個体登録の申込み、第２２条に規定する個体識別の措置及び第２９条に規定する負担金の納付を確認するまで協会の区域内で飼養され、協会の区域外の飼養地への移動の届出が行われていること。）

（契約の申し込み及び締結）

第１８条　契約の申込みは、協会が別に定める生産者補給金交付契約申込書により協会に対し行うものとする。

２　協会は、第１６条第１項に規定する肉用子牛の生産者から前項の規定による申込みを受けたときは、遅滞なく、当該申込みをした者との間で、協会が別に定める生産者補給金交付契約約款により契約を締結するものとする。

３　協会は、肉用子牛の生産者に対して、前項で定めた生産者補給金交付契約約款の内容について、これを記載した書面の交付、又はこれを記録した電磁的記録を提供するものとする。

（契約肉用子牛）

第１９条　契約に基づき当該業務対象年間において生産者補給金の交付の対象となる肉用子牛は、第２３条の規定に基づく個体登録が行われたもの（以下「契約肉用子牛」という。）とする。

（契約の解除）

第２０条　協会は、契約を締結した法人が、令第６条第１号及び第２号に定めるものでなくなったときは、契約を解除するものとする。

２　協会は、契約を締結した肉用子牛の生産者（以下「契約生産者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

（１）第１８条の生産者補給金交付契約申込書、第２１条の肉用子牛個体登録申込書、第２４条第１項の販売確認申出書及び第２５条第１項の保留確認申出書に虚偽の記載をしたとき。

（２）第４３条第１項の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。

（３）故意又は重大な過失により第２２条第１項に規定する個体識別の措置を妨げたとき。
（４）第１６条第２項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
（５）その他故意又は重大な過失により契約に違反したとき。

第５章　　肉用子牛の個体登録

（個体登録の申込み）
第２１条　契約生産者は、当該契約生産者の肉用子牛を契約肉用子牛としようとするときは、当該肉用子牛が満２月齢に達する日までに、協会に対し協会が別に定める肉用子牛個体登録申込書により、個体登録を申込むものとする。
　なお、個体登録の申込みを行うことのできる肉用子牛は、繁殖台帳、家畜共済引受台帳、子牛登記証明書等により、契約生産者の所有に属することが確認できるものに限ることとする。

（個体識別）
第２２条　協会は、前条の規定による個体登録の申込みがあったときは、当該申込みに係る肉用子牛について、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成１５年法律第７２号。以下「牛トレサ法」という。）第３条に基づく牛個体識別台帳に記録された事項（以下「個体識別情報」という。）を利用し、個体識別の措置を行うものとする。ただし、個体識別情報の利用による個体識別の措置が困難な場合には、協会は、協会が別に定める肉用子牛現地調査要領（以下「調査要領」という。）に基づき、生年月日の確認、個体確認等のための現地調査を行うことにより、当該肉用子牛について個体識別の措置を行うものとする。
２　協会は、個体登録の申込みがあった肉用子牛が契約生産者の所有に属するものであることを、繁殖台帳、家畜共済引受台帳、子牛登記証明書等により、確実に把握するものとする。

（個体登録）
第２３条　協会は、前条の規定により、個体識別の措置を行った肉用子牛について、当該肉用子牛が満６月齢に達する日までに、契約生産者から第２９条の規定に基づく負担金の納付を確認の上、協会が別に定める個体登録台帳に登録する。
２　協会は、前項の規定により個体登録を行った場合は、協会が別に定める方法により契約生産者にその内容を記載した通知書を交付するものとする。

第６章　　契約肉用子牛の販売又は保留の確認等

（販売の確認）

第２４条　契約生産者は、契約肉用子牛を満６月齢に達した日以後１２月齢に達する日までの間に販売した場合は、販売の都度、遅滞なく、協会が別に定める販売確認申出書に協会が必要と認める販売を行ったことを証する書類を添えて、協会に申し出るものとする。

２　協会は、前項の規定により提出された書類に基づき、当該申出に係る肉用子牛について、契約肉用子牛であること、販売の事実、販売時の月齢及び販売日を確認するものとする。

（保留の確認）

第２５条　契約生産者は、契約肉用子牛を満１２月齢に達した日以後も飼養すること（以下「保留」という。）とする場合は、協会が別に定める保留確認申出書により協会に申し出るものとする。

２　協会は、前項の規定による申出に係る肉用子牛が満１２月齢に達したときは、速やかに調査要領に基づき現地調査の上、申出に係る肉用子牛について、契約肉用子牛であること、契約生産者が飼養しており、満１２月齢に達したこと及び満１２月齢に達した日を確認するものとする。

３　協会は、契約肉用子牛の飼養場所を協会の区域（兵庫県の区域）を越えて移動した契約生産者から保留確認申出書の提出があった場合には、第４１条の規定にかかわらず、移動先の都道府県の区域を区域とする都道府県肉用子牛価格安定基金協会（ただし、法第６条第１項の指定を受けたものに限る。（以下同じ。））に委託して、保留の現地確認を行うことができる。

４　協会は、他の都道府県肉用子牛価格安定基金協会から、協会の区域内において飼養されている肉用子牛についての現地調査の委託を受けた場合は第２項の現地調査に準じて当該委託に係る現地調査を行うものとする。

（死亡等の届出）

第２６条　契約生産者は、契約肉用子牛について、死亡、盗難その他の契約生産者が飼養しなくなった事由（第２４条第１項に規定する販売を除く。）により飼養しなくなった場合には、遅滞なく、協会が別に定める子牛異動報告書により協会に届け出るものとする。

第７章　　生産者積立金の積立て及びこれに要する負担金の納付

（生産者積立金の積立て）

第２７条　協会は、生産者積立金として積み立てる額の４分の１に相当する額以上の額については、契約生産者が納付する負担金及びその他の者（機構及び兵庫県を除く。）が生産者積立金の一部に充てることを条件として交付する金銭をもって充てるものとする。

（肉用子牛１頭当たりの負担金の額）

第２８条　協会は、理事会の議決を経て、業務対象年間における肉用子牛１頭当たりの負担金の額を定めるものとする。

２　肉用子牛１頭当たりの負担金の額は、当該業務対象年間において生産者補給金の交付に要すると見込まれる金額から法第６条第１項の生産者補給交付金として交付されることが見込まれる金額並びに法第６条第２項及び第３項の生産者積立助成金その他の生産者積立金の一部に充てることを条件として交付されることが見込まれる金額を控除した金額を当該業務対象年間において見込まれる契約肉用子牛の頭数で除して求めた額を基準として定めるものとする。

３　協会は、肉用子牛１頭当たりの負担金の額を定めたときは、遅滞なくこれを公告するものとする。

４　肉用子牛１頭当たりの負担金の額は、法第５条第１項の保証基準価格及び同条第２項の合理化目標価格（以下「保証基準価格等」という。）が肉用子牛の品種別に定められる場合には、その品種別の区分ごとにそれぞれ定めるものとする。

（負担金の納付）

第２９条　契約生産者は、個体登録の申込みを行ったときは、協会が別に定める方法により、遅滞なく、肉用子牛１頭当たりの負担金の額に個体登録の申込みを行った肉用子牛の頭数を乗じて得た金額を負担金として協会に納付するものとする。

（負担金の相殺の禁止）

第３０条　契約生産者は、協会に納付すべき負担金について、相殺をもって協会に対抗することはできない。

（負担金の返戻）

第３１条　負担金は、契約の解除が行われた場合その他いかなる場合であっても、これを返戻しないものとする。

（特別納付金）

第３２条　協会は、第２９条に規定にする負担金のほか、肉用子牛の価格の異常な低落等に対処するため、契約生産者に特別の積立金の積立てに要する特別納付金を納付させることができる。

２　特別納付金の額、納付期日その他の特別納付金に関する事項は、理事会の議決を経て定めるものとする。
３　第２８条第３項及び第４項並びに第３０条の規定は、特別納付金に準用する。

（肉用子牛１頭当たりの負担金の額の承認）
第３３条　協会は、肉用子牛１頭当たりの負担金の額を定め、又は改定しようとするときは、畜産局長の承認を受けるものとする。

第８章　　生産者補給交付金に係る生産者補給金の交付

（生産者補給交付金に係る生産者補給金の交付）
第３４条　協会は、機構から契約肉用子牛についての生産者補給交付金の交付を受けたときは、その交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を生産者補給金として、第２４条第２項及び第２５条第２項の確認を受けた契約肉用子牛の契約生産者に対し、当該契約肉用子牛の頭数に応じて速やかに交付するものとする。
２　協会は、前項の生産者補給金については、契約生産者が契約の申込みのときにおいて指定した金融機関の口座に払い込む方法により交付するものとする。
　ただし、協会が、特に必要と認めるときは、協会の指定する場所において交付することができる。

（保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合の読替え）
第３５条　　保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合には、前条第１項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額を各品種別の肉用子牛に係る部分に区分し、その区分に応じたそれぞれの金額」と、「頭数」とあるのは「当該品種別の頭数」とする。

第９章　生産者積立金から交付する生産者補給金の金額の算定及びその交付の方法

（生産者積立金から交付する生産者補給金の交付）
第３６条　　協会は、法第５条第３項の平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合には、契約生産者に対し生産者積立金から生産者補給金を交付するものとする。

（生産者積立金から交付する生産者補給金の金額の算定）
第３７条　　協会が生産者積立金から交付する生産者補給金の金額は、令第３条で定める平均売買価格の算出の単位となる期間ごとに、合理化目標価格から平均売買価格を

控除した金額に１００分の９０を乗じて得た金額に、契約肉用子牛であって当該平均売買価格の算出の単位となる期間内に、その契約肉用子牛の生産者が満６月齢に達した日以後に販売したこと又はその契約肉用子牛の生産者が飼養しており、かつ、満１２月齢に達したことにつき、協会が第２４条第２項及び第２５条第２項の確認をしたものの頭数に相当する数を乗じて得た金額とする。

（生産者積立金から交付する生産者補給金の交付の方法）

第３８条　協会は、前条の規定により算定した生産者補給金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、第２４条第２項及び第２５条第２項の確認を受けた契約肉用子牛の契約生産者に対し、当該契約肉用子牛の頭数に応じて速やかに交付するものとする。

２　第３４条第２項の規定は、前項の生産者補給金について準用する。

（生産者補給金の削減）

第３９条　協会は、生産者積立金が不足すると見込まれるときは、畜産局長に協議して、生産者積立金から交付する生産者補給金の金額を削減することができる。

（保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合の読替え）

第４０条　保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合には、第３６条中「法第５条第３項の平均売買価格」とあるのは「肉用子牛の品種別の法第５条第３項の平均売買価格」と、「合理化目標価格」とあるのは「当該品種別の合理化目標価格」と、第３７条中「合理化目標価格」とあるのは「肉用子牛の品種別の合理化目標価格」と、「平均売買価格を控除した」とあるのは「当該品種別の平均売買価格をそれぞれ控除した」と、「頭数に相当する数を乗じて得た金額」とあるのは「当該品種別の頭数に相当する数をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額」と、第３８条第１項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額を各品種別の肉用子牛に係る部分に区分し、その区分に応じたそれぞれの金額」と、「頭数」とあるのは「当該品種別の頭数」と、前条中「生産者積立金が」とあるのは、「肉用子牛の品種別に、生産者積立金が」と、「生産者積立金から」とあるのは「当該不足が見込まれる品種の生産者積立金から」とする。

第１０章　業務に係る事務の委託に関する事項

（業務に係る事務の委託）

第４１条　協会は、協会が指定する者（農業協同組合、農業協同組合連合会その他協会が兵庫県知事の承認を受けた者に限る。）に、協会が別に定めるところにより、必要

に応じ、その業務に係る次に掲げる事務を、理事会の議決を経て、委託することができる。

（１）契約に係る書類の受理及び送付
（２）負担金、特別納付金及び手数料の受領
（３）個体登録に係る書類の受理及び送付
（４）個体登録の申込みがあった肉用子牛に係る個体識別の措置
（５）契約肉用子牛の販売又は保留の確認の申出に係る書類の受理
（６）契約肉用子牛の保留に係る現地調査（第２５条第４項の規定による現地調査を含む。）
（７）子牛異動報告書の受理
（８）第４３条第１項の規定による契約生産者からの報告の徴収

第１１章　雑　　則

（生産者補給金の不交付又は返還）

第４２条　協会は、契約生産者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該契約生産者に対し、生産者補給金の全部若しくは一部を交付せず、又は第１６条第１項に定める契約の満了後であっても、既に交付した生産者補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（１）第１８条の生産者補給金交付契約申込書、第２１条の肉用子牛個体登録申込書、第２４条第１項の販売確認申出書及び第２５条第１項の保留確認申出書に虚偽の記載をしたとき。
（２）第２９条の負担金の納付がなかったとき。
（３）次条第１項の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。
（４）契約を締結した法人が、令第６条第１号及び第２号に定めるものでなくなったとき。
（５）故意又は重大な過失により第２２条第１項に規定する個体識別の措置を妨げたとき。
（６）第１６条第２項各号（第２号を除く。）のいずれかに該当したとき。
（７）その他故意又は重大な過失により契約に違反したとき。

（報告の徴収等）

第４３条　協会は、必要があると認めるときは、契約生産者に対し、肉用子牛の生産状況、販売状況その他必要な事項について報告を求め、又は調査を行うことができる。

２　協会は、機構又は一般社団法人全国肉用牛振興基金協会から、その業務の実施につ

いて報告を求められた場合は、遅滞なく報告するものとする。

（手数料）

第４４条　協会は、業務の運営の事務費に充てるため、実費相当額を限度として、契約生産者に手数料を納付させることができる。

２　手数料の額、納付期日その他の手数料に関する事項は、理事会の議決を経て定めるものとする。

（業務規程の改正）

第４５条　この業務規程は、理事会の議決を経た上で、兵庫県知事の承認を得なければ変更することはできない。

（細則）

第４６条　協会は、この業務規程に定めるもののほか、業務の運営に関し必要な事項について、細則を定めることができるものとする。

附　　則

１　この業務規程は、兵庫県知事の認可のあった日から施行する。

２　社団法人兵庫県畜産協会の定款及び肉用子牛価格安定事業業務規程に基づき平成２３年３月３１日までに行われた、肉用子牛生産者補給金制度に係る肉用子牛生産者補給金交付契約の締結、肉用子牛個体登録、生産者積立金等の積立及び生産者補給金の交付並びにこれに付帯する業務に関する事項は、公益社団法人兵庫県畜産協会の定款及び肉用子牛価格安定事業業務規程の相当規定に基づき行われたものとみなす。また、社団法人兵庫県畜産協会から承継した肉用子牛生産者補給金制度に係る財産については当業務規程の第５条から１５条の規定に基づき区分管理する。

この業務規程の改正は兵庫県知事の承認のあった日から施行する。

３　契約生産者は、第１０条第３項第１号アの規定に基づき生産者積立準備金のうち負担金充当分から当該契約生産者が納付した負担金として生産者積立金に繰り入れた財産があるときは、第２９条の規定にかかわらず、当該繰り入れた財産の金額を限度として、同条の規定による負担金の納付を要しないものとする。この場合において、第２７条及び第２９条の規定の適用にあっては、当該繰り入れた財産は、その金額を限度として当該契約生産者が納付した負担金の額とみなすものとする。

４　契約肉用子牛について、その第２４条第１項に規定する販売又は第２５条第１項に規定する保留が当該契約肉用子牛の個体登録の申込みの日の属する業務対象年間に行われることとならず、次期の業務対象年間に行われることとなる場合であって、当該契約肉用子牛の契約生産者が引き続き次期の業務対象年間においても契約を締結

するときには、当該契約肉用子牛を次期の業務対象年間の契約に係る契約肉用子牛とみなすものとする。

5　契約生産者は、第１０条第３項第１号イの規定に基づき生産者積立準備金のうち負担金充当分から償還円滑化積立金に繰り入れた財産があるときは、第３２条の規定の適用にあっては、当該繰り入れた財産は、その金額を限度として当該契約生産者が納付した特別納付金の額とみなす。

6　災害等の発生に伴う肉用子牛生産者補給金制度の運用について（平成元年１２月２１日付け元畜Ａ第３４６３号農林水産省畜産局長。以下「運用通知」という。）の改正により、特例として運用通知第２の３の（１）のア、ウ及びオに規定する要件を満たすことなく契約肉用子牛となることができるものとされた場合には、第１７条第４号、第２１条及び第２３条の規定にかかわらず運用通知を準用することができる。

平成２３年　４月　１日	業務規程制定
平成２３年　６月２１日	業務規程一部改正
平成２４年　３月２１日	業務規程一部改正
平成２６年　６月　６日	業務規程一部改正
平成２８年　６月　８日	業務規程一部改正
平成２９年　３月３１日	業務規程一部改正
平成３０年　３月３０日	業務規程一部改正
平成３１年　３月２９日	業務規程一部改正
令和　２　年　３月３０日	業務規程一部改正
令和　７　年　３月１７日	業務規程一部改正